

# 北教だより

## 特別支援学級・通級指導教室では自立活動の指導を行います。

特別支援学級と通級指導教室では、自立活動の指導を行うことになっています。

県北教育事務所管内のすべての特別支援学級や通級指導教室で自立活動の指導が行われ、訪問指導等で素晴らしい授業を見せていただくことができました。その一方で課題のある活動も見られます。茨城県教育研修センターHPに「小・中学校の先生のための自立活動の指導プロセス解説 すんなり自立活動」が掲載されています。その中に「こんな自立活動は残念！」という内容がありますので参考にしてください。

### こんな自立活動は残念！



#### ● 集団活動が前提の自立活動

・例えば時間割上、自立活動の時間になると在籍の子ども全員が学級に来るため、集団指導が前提になってしまっている…

#### ◎ 自立活動の基本は個別指導

ねらいの達成に効果的な場合は、集団で自立活動を行うこともありますが、「困難さ」は一人一人違うので、個別指導の形態で行われることが多いです。

#### ● 活動ありきの自立活動

・例えば「すごろくトーク」といった“活動ありき”で後付けて自立活動の6区分27項目を当てはめてしまっている…

#### ◎ “困難さ”が出発点

“困難さ”にアプローチするため何を指導すべきかを考えることが、自立活動の出発点です。詳しいプロセスはこの冊子で解説しています。

#### ● 自立活動の時間に教科の補充指導ばかりしている。(通級による指導)

・通常の学級の授業がどんどん進んでいくので、それに追いつくために教科の補充指導ばかりしてしまっている…

#### ◎ 自立活動のメインは“困難さ”へのアプローチ

自立活動のねらいは、あくまでも“困難さ”へのアプローチ。教科の内容を扱うのは“特に必要なとき”に行うのであって、メインではありません。

#### ● 生活単元学習と自立活動の区別がない。

・例えば、公共交通機関の利用方法の習得を目標とした校外学習の事前指導を、自立活動の時間にしている…

#### ◎ 自立活動のねらいは学習を妨げている“困難さ”へのアプローチ

例えば、公共交通機関の利用方法習得を妨げている“左右感覚が身についていない”という困難さを自立活動で改善することはありません。

(茨城県教育研修センター>特別支援教育課>研究の資料>平成29~30年度の研究)

### 通級による指導 《「各教科の内容を取り扱いながら」の例》

通級による指導では、特に必要があるときは障害の状態に応じて「各教科の内容を取り扱いながら行う」ことができます。しかし、それは教科の目標を達成するための指導ではありません。あくまでも障害による困難の改善・克服を目指した活動です。文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」に示されていますのでその一部を紹介します。

#### ■ 学習障害(LD)

##### ○ 国語(及び外国語活動又は英語)

- ・読みが苦手…障害の特性に応じた読みやすくなる工夫を練習
- ・書きが苦手…漢字の成り立ち等について工夫

#### ■ 注意欠陥多動性障害(ADHD)

##### ○ 国語

- ・漢字のへんやつくり、意味に着目して比べて違いを意識できる指導

(「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引」文部科学省編著 海文堂)



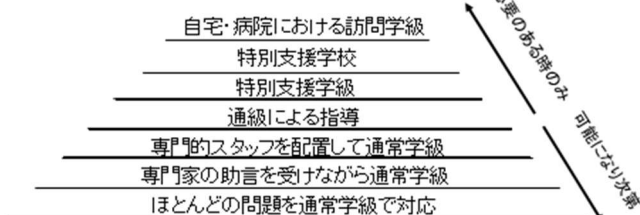
## 障害のある児童生徒の学びの場とは

各学校では、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（4文科初第375号 R4.4.27）により、障害のある児童生徒の学びの場の見直しを進めていることと思います。ここで、障害のある児童生徒の学びの場について確認します。

現在日本では、右図のような連続性のある学びの場を用意してあります。具体的には、まず通常の学級においてわかりやすい授業の工夫を行った上で、ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより十分に学べるのかを検討します。さらには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのかを検討するなど、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討・実施した上で、通級による指導や、特別支援学級の必要性を検討するという段階的なプロセスを実施する必要があります。しかし、就学時に小学校6年間、中学校3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学級にて学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

### 日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）中央教育審議会H24.7）

## 特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程と交流及び共同学習

上記の通知文に関するQ&Aが県特別支援教育課から通知されています。これによりまずと、特別支援学級に在籍する児童生徒は年間を通して特別支援学級で活動し、交流及び共同学習を行う場合は適切な指導体制を整えることが示されています。また、特別支援学級に在籍する児童生徒が週の半分以上を特別支援学級で学習する時間の根拠についても示されています。各学校でも本通知の再確認をお願いします。（「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用に関するQ&Aについて(通知)」特教第705号 R4.11.21）

### 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

#### 問2-1. 週の半分の根拠如何。

（答）

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
  - ・ 学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること、
  - ・ 交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- なお、「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討するべきです。

